

内部統制の強化

これまでの内部統制に関する取組を継承しつつ、平成29年度に受領した「内部統制制度の再構築に関する調査研究」の提言を踏まえ、次のとおり、内部統制の強化を図ります。

1 基本指針の策定

内部統制の整備及び運用の権限が市長にあることを明確にするとともに、職員に取組の重要性を認識させるため、藤沢市内部統制基本指針を策定しました。

藤沢市内部統制基本指針

藤沢市は、「郷土愛あふれる藤沢」を目指して、藤沢市市政運営の総合指針2020の着実な実行に取り組んでいます。

「郷土愛あふれる藤沢」の実現に向けて「市民から信頼される市政運営」は、その基盤となるものであり、信頼を確保するため、内部統制体制を構築します。

本市は、事務事業の適正な執行を確保し、内部統制の4つの目的（①法令等の遵守、②事務事業の有効性及び効率性の確保、③財務報告の信頼性の確保、④資産の保全）を達成するため、基本指針を次のように定めます。

一、「藤沢市における法令の遵守に関する条例」に基づき、職員の倫理の保持及び法令の遵守を図るとともに、職員による公正な職務執行を確保します。

一、事務事業における業務プロセスを明確にし、リスクを把握及び管理することで、有効性及び効率性を確保します。

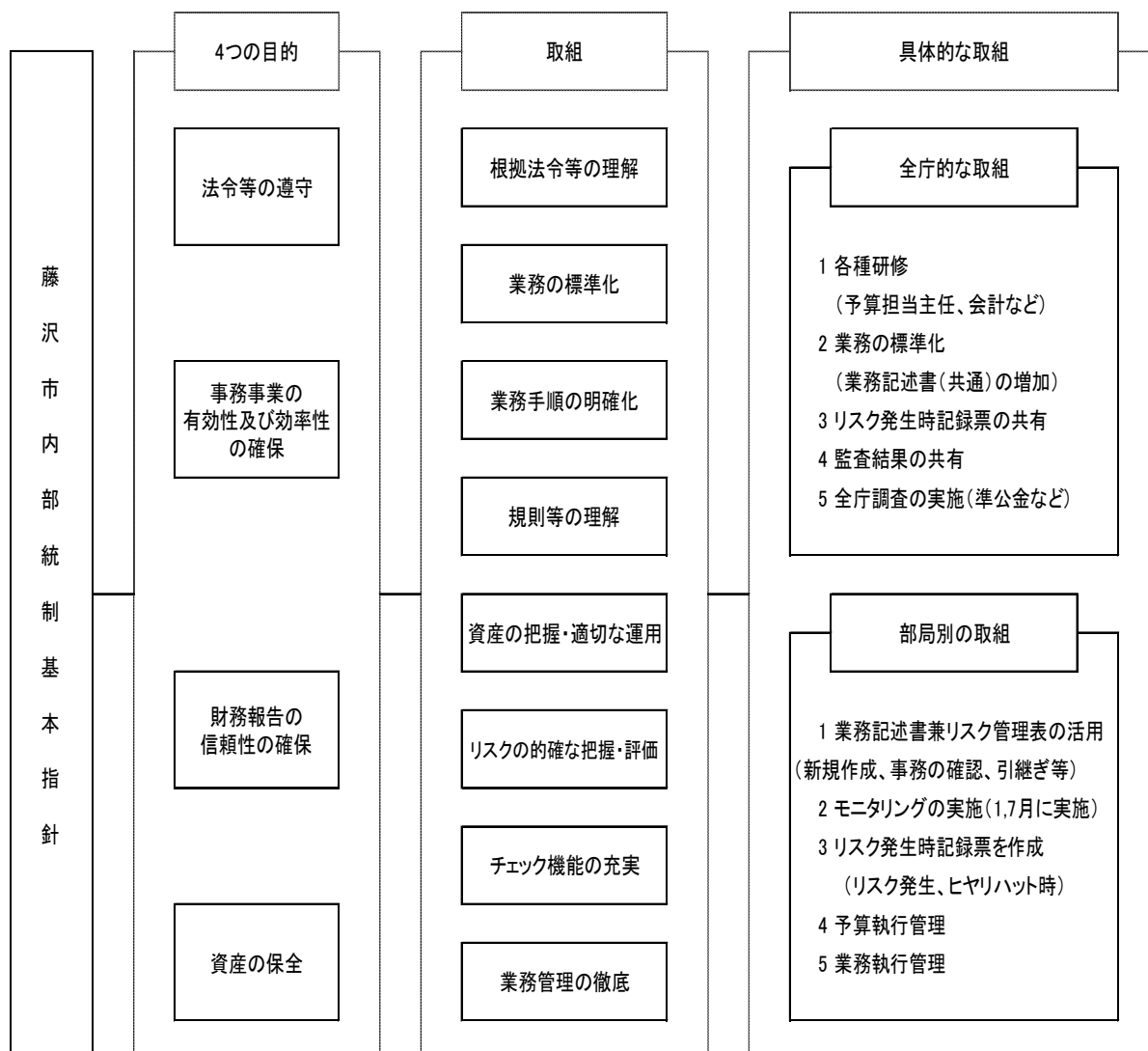
一、会計事務など財務に関する業務プロセスにおいて、ルールを適切に運用することで、財務報告の信頼性を確保します。

一、市有財産を適正に管理するとともに、有効かつ効率的な資産の取得、活用及び処分等に努めます。

2019年（平成31年） 1月29日 藤沢市長 鈴木 恒夫

2 今後の内部統制に関する取組

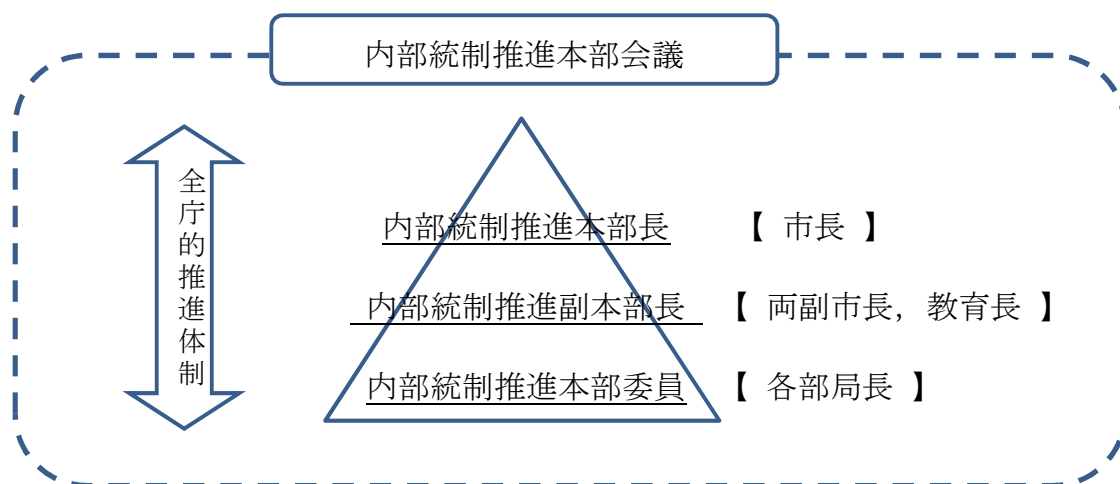
新たに策定した基本方針に基づき、4つの目的を達成すべく、内部統制に関する取組を実施します。



3 推進体制の構築

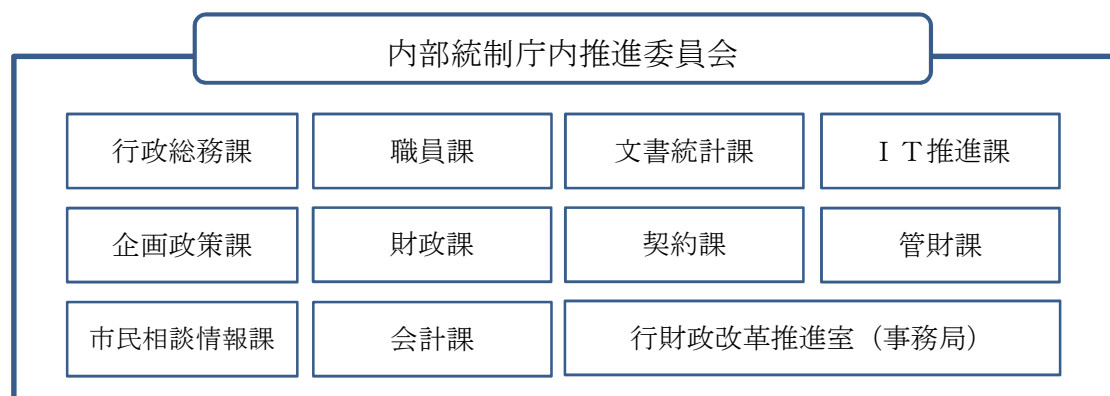
(1) 「藤沢市内部統制推進本部会議」の設置

市長を内部統制推進本部長，政策会議メンバーを本部委員とする「藤沢市内部統制推進本部会議」（以下，「内部統制推進本部会議」という。）を新たに設置し，「全庁的な推進体制」を構築し，内部統制の取組を推進します。

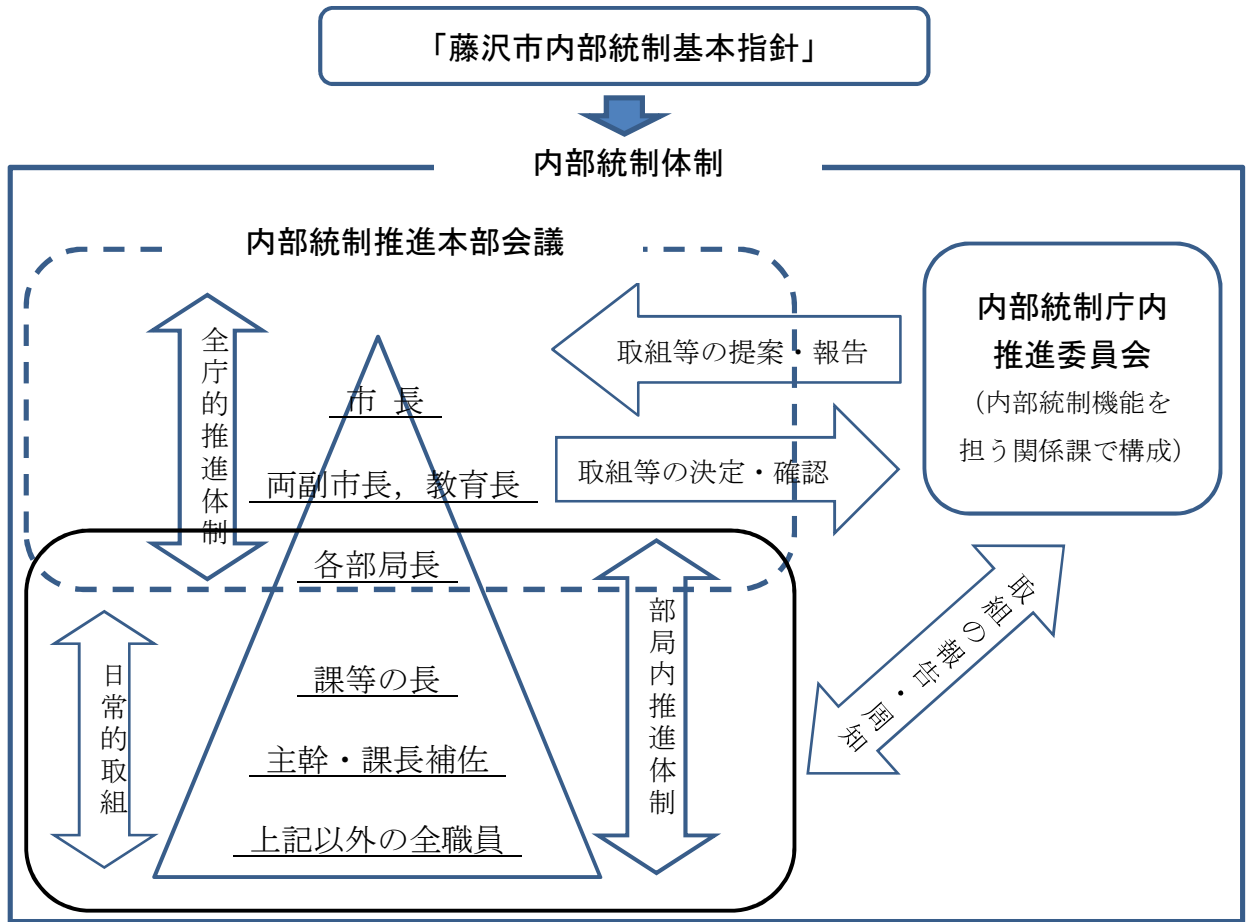


(2) 「藤沢市内部統制庁内推進委員会」の設置

内部統制機能を担う関係課と協力し，一体となって内部統制に関する取組を推進するため，「藤沢市内部統制庁内推進委員会」（以下，「内部統制庁内推進委員会」という。）を設置しました。内部統制に関する取組などは，「内部統制庁内推進委員会」で検討し，「内部統制推進本部会議」に報告し，全庁の取組として推進します。



(3) 内部統制体制のイメージ図



以 上

(総務部 行財政改革推進室)